

## 奈良県告示第五百八号

奈良県サービスピス付き高齢者向け住宅登録簿閲覧規程（平成二十三年十月奈良県告示第  
三百三十号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から施行する。

令和二年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中「奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課」を「奈  
良県県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課」に改める。